

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

令和2年3月10日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 社会教育課令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 2. 監査期間 令和元年11月11日から令和元年12月23日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>○社会教育課所管の施設について、使用料（利用料金）の取り扱いや施設の管理の基準となるマニュアル、チェック表の作成及び定期的な施設訪問の実施などにより、適切な施設管理、監督に努めること。</p>	<p>○所管課で作成する建築物・設備等の自主点検表により、施設管理者から3か月1回、実施報告を行う。</p> <p>○毎年度定期的に所管課による施設備付書類の確認、現地確認項目について実地調査を行い、適切な施設管理、監督に努める。</p> <p>【施設備付書類】 計画書関係書類、法定点検関係書類、危機管理体制に関する書類、使用申請に関する書類、現金の受払に関する書類、その他の報告書類、その他維持管理に必要な書類</p> <p>【現地確認項目】 建築物維持管理業務、設備維持管理業務、清掃業務、安全管理業務、環境衛生管理業務、備品等維持管理業務、植栽・外構維持管理業務</p>